

## 3

## 相続遺言ニュース

令和2年

## 遺留分の対象財産はどこからどこまで？

遺留分の対象財産

特別受益(死亡前10年以内)

相続発生時の遺産

相続税の対象財産

生前贈与(死亡前3年以内)

相続発生時の遺産

遺留分の対象財産はざっくり図で説明するとこのような感じです。相続税の対象財産とは範囲が違います。

## 「特別受益」って何？

相続人の中に、被相続人(亡くなった人)から生前に遺産の前渡しとなるような多額の贈与を受けた、または遺言によって財産を譲り受けた(「遺贈」といいます。)人がいることがあります。この生前贈与や遺贈で譲り受けた財産のことを「特別受益」と言います。

このような特別受益がある場合には各相続人の公平をはかるため生前贈与や遺贈の額を相続財産の中に加算して、遺産分割をすることになります。



## 相続法改正セミナー(無料)を開催します。

日時: 令和2年3月1日(日) 14:00~15:30

メインの内容: 特別寄与料

令和2年3月28日(土) 14:00~15:30

メインの内容: 預貯金の仮払い制度

令和2年4月25日(土) 14:00~15:30

メインの内容: 配偶者居住権

場所: ふじみ野市立産業文化センター

第一会議室

〒356-0056

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目10番48号

東武東上線 ふじみ野駅から徒歩7分

くわしくはこちら  
をご覧ください。

## ✓ 遺産分割のやり直しはできるのか？

遺産分割協議がまとまったため、名義変更などの分割手続を始めたものの、相続人の中で考えがかわった、新たに他の遺産が見つかった、という場合、遺産分割のやり直しはできるのでしょうか？

法律的には、遺産分割のやり直しは何度でもできます。ところが、税金面から見た場合には、遺産分割をやり直すのは問題があります。

税務的には遺産分割のやり直しにより、新たに取得した財産には贈与税または所得税が課税されてしまう場合があるからです。遺産分割協議をやり直さなくてもよいように、遺産の調査や話し合いは慎重にやりたいものですね。

発行元



〒354-0034

富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時~17時 土日祝日も営業(不定休)

初めのご相談は無料です。


<https://office-osone.com/>

# ① 相続新制度開始スケジュール 及び

改正前後の新法適用の有無に  
ついては下記のとおりです。

## 2019年1月13日 自筆証書遺言の様式緩和

パソコン等で作成した財産目録の添付  
は2019年1月13日以降に作成した自筆  
証書遺言でないと有効ではありません。

## 2019年7月 1日 預貯金仮払い制度開始

2019年7月1日より前に開始した相続でも  
仮払いの請求ができます。

- ・ 配偶者に対する自宅の生前贈与  
が遺産分割の対象外に

2019年7月1日より前にした遺贈又は贈与  
については新法の適用なし。

- ・ 遺産の使い込みに対する扱いの改正

2019年7月1日より前に開始した相続に  
ついては新法の適用なし。

- ・ 遺言執行者の権限に関する改正

2019年7月1日より前に開始した相続に  
であっても、この日より後に遺言執行者  
となった者には新法の適用あり。

- ・ 遺留分減殺請求→遺留分侵害請求に

2019年7月1日より前に開始した相続に  
ついては新法の適用なし。

- ・ 介護した親族が相続人に対し金銭的  
請求できる

2019年7月1日より前に開始した相続に  
ついては新法の適用なし。

## 2020年4月 1日 配偶者居住権

2020年4月1日より前に、配偶者居住権  
を遺贈するという内容を遺言書に書いて  
おいても新法は適用されません。

## 2020年7月10日 自筆証書遺言の預かり制度開始

## パワリ-ガル事件簿 「空き家で財産探し」

裁判所から弁護士事務所  
に来る仕事の中に  
「相続財産管理」  
という仕事があります。  
ざっくり説明すると、相続人  
がいない人の遺産を調査し、  
不動産などは売却して  
お金に換え、そのお金の中  
から、そこの人、た人の負債など  
を支払い、残ったお金が  
あ、たらそれは国庫に  
入れるという仕事です。

